

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 令和2年11月10日（火）午後2時00分～午後4時00分

場 所 新潟地方裁判所大会議室（1号館4階）

出席者 新潟地方裁判所長 小林 宏 司

司会者 佐藤 英彦（新潟地方裁判所刑事部部総括判事）

法曹出席者 植木 亮（新潟地方裁判所刑事部判事補）

澤内 美直（新潟地方検察庁検事）

石山 正彦（弁護士）

裁判員経験者 5人

報道機関出席者（3人）

新潟日報

朝日新聞

共同通信

司会者（佐藤部総括判事）

新潟地方裁判所の刑事部で裁判長をしております佐藤と申します。本日の司会をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

これから皆さんにいろいろとご意見、ご感想をお聞きしようと思いますが、その前に裁判所、検察庁と弁護士会からそれぞれ出席者がおりますので、皆様に対して一言ずつご挨拶をいたします。

小林所長

新潟地裁所長の小林でございます。本日は裁判員、裁判の経験についての意見交換会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。

私も長いこと裁判官をやっております、大昔に刑事裁判に関わったことがあります、今回皆様方が関わられた裁判の資料を見るにつけ、当時と今の裁判員裁判とは本当に大きく変わってきた、これだけ変わるものかと思うぐらいの違い

が出てきているということを改めて感じました。やはり国民の皆さんの叡智を裁判に反映させる、その大きな仕組みが整ったということは非常に大きなことだったと思います。

裁判員裁判ができて去年で10年ということになりました。ただ、まだまだ若い制度でありまして、絶えずいいものに作り上げていかなければならないということがございます。そのため裁判員あるいは補充裁判員として参加していただいた方々の忌憚ないご意見をいただきたく、こういった機会を設けている次第であります。本日は率直にいろいろとご意見をいただければというふうに思います。

それから、今回はマスコミの皆さんにも参加していただいています。裁判員裁判は広く国民の方々に参加いただくという意味でマスコミの力というのは非常に大きなこともあるかと思えます。本日お聞きになった内容を踏まえて、いろいろと県民の方々に情報発信していただければ非常にありがたいと思っております。今日はよろしく願いいたします。

植木判事補

裁判官の植木と申します。私は1番さんが経験された事件を裁判官として担当しておりました。本日は経験者の皆様にもいろいろとご意見を伺えるということで大変楽しみにしております。私が担当した以外の事件についてもいろいろご意見をいただけるということで、今後の参考にさせていただければと思っております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

澤内検事

新潟地方検察庁の検察官の澤内と申します。私は3番の方の事件を担当させていただきました。本日は皆様の率直なご意見を聞かせていただき、今後、より良い裁判ができるように活かしたいと思っておりますので、忌憚のないご意見を聞かせていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

石山弁護士

新潟県弁護士会の弁護士の石山と申します。私は昨年、4番の方が担当された事件の弁護人をしておりました。新潟県の弁護士はおおむね二年に1回ぐらい裁判員裁判を担当するというような件数、頻度が一般的になっております。本日は裁判員を経験された皆様から弁護人に対するいろいろなご意見もお聞きできると思いますので、よろしく願いいたします。

司会者

では、順にお話をお聞きしていきたいと思えます。まず、皆さんがご参加された事件の概要について私の方から簡単に紹介させていただくとともに、出席者の方からそれぞれ裁判員裁判に参加した全般的な感想をお聞きしたいと思えます。失礼ですが、本日は番号で呼ばさせていただきますのでよろしく願いいたします。

まず、1番さんの関与された事件について概要をご説明します。この事件の被告人は、被害者に対して右上腕部をナイフで2回突き刺したことにより、被害者を死亡させたという起訴内容でした。

それに対して、裁判所は、被告人が被害者を刺したとすると不自然な点や不可解な点が多くある、被告人が被害者を刺したことが常識に従って間違いないとはいえないと、そういった判断をして無罪の判決を言い渡した事件でした。1番さん、この事件の審理にご参加いただいて、どのような感想をお持ちになったか、全般的な感想をお聞かせいただけますか。

裁判員経験者1番（以下、裁判員経験者を単に「1番」などと表記する。）

検察官の方は有罪、それから弁護人の方は無罪ということで、今回は反対だったので判断する時に非常にやっぱり迷って、いわゆる疑いがたくさんあるんですけども、疑いがあるべきことは無罪となるという何か鉄則みたいで、そこら辺が非常に迷いましたし、なかなか判断しづらいと。

でも、私一人が決めることじゃないですので、皆様に意見を聞かれたりして非常に良かった。決める時に非常に迷いました。あっちへ転んだり、こっちに転んだり、これでいいのかなと思いましたが、仕方ないなと思いました。

司会者

この事件については有罪か無罪か、そもそも被告人が犯人であるのかということからもちろん争われたということで、事実認定がなかなか難しかったということでおっしゃってるわけですね。

あともう一つ、みんなで決めたということで、やはりそこはいろいろと話し合いの中で自分の考えを伝えていったと、そういった感じだったんですね。どうもありがとうございます。

では、続いて2番さんが関与された事件について概要をご説明します。被告人がまずスーパーマーケットで商品を万引きした後、自動車で逃げようとしたところ、被告人を追跡していた保安員がその車の窓ガラスを手で掴んだことから、逮捕を免れようとそのまま自動車を発進させ加速させた結果、保安員は転倒し、けがを負わせたという事件でした。結論的には懲役5年の有罪判決がなされたということです。2番さんにこの事件に参加された全般的な感想をお聞きしたいと思います。

2番

こちらの犯行を行った被告人の方が前科犯ということで、内容も同じようなことを繰り返して、今回更に車を借りてそういうことを行ったってということで、ちゃんと監督すると言った奥さん、前回の時もちゃんと私が見る、そういうことをしないようにしますと言ってたけれども、今回また同じような、また更にけがをさせた方で、悪質性じゃないですけど、そういったこととかもあって、同じようなそういう犯罪を起こした方のグラフとか、そういうのも分かりやすくしてくださったりして、そういう判断するのに私だけじゃなくて皆様の意見とかで私も同じく迷ったり悩んだりもして、結果は出たんですけども、被告人の方の今後が決まる内容なのでちょっと悩ましい体験をさせていただき勉強になりました。

司会者

どうもありがとうございます。

この事件はいわゆる自白事件といって争いのない事件だったと聞いておりますが、先ほどのお話で迷ったというのは刑の重さを決める上で迷ったと、そういうことですね。事案の内容もさることながら、前科があるとか、そういったその他のいろんな事情を考慮して量刑を決めることの大変さを感じたと。どうもありがとうございます。また後ほど詳しい話をお聞きいたします。

では、続いて3番さんが参加された事件について概要をご説明します。強制わいせつ致傷という事件で、被害者に対して正面から首を絞めながら唇にキスをした。更に、背後に回って右腕で首を絞めて気絶をさせた。そのようにして反抗できなくした上で、その後、意識を戻した被害者の唇にもう1回キスをし、その際に被害者にけがを負わせたという事件です。結論的には懲役6年の有罪判決がなされたということです。3番さんにこの事件の審理に参加していただいた全般的な感想をお聞きいたします。

3番

この事件に関して事実確認というか、量刑を決める裁判でしたので、量刑についても悩みましたが、一番は減刑するに値する理由をどう量刑に反映させていいのかっていうところが一番悩みました。結果的にはこの裁判に関してはほとんど生育歴とかを考慮しても量刑を減刑するに値しない事件でしたが、あと弁護側と検察側の求刑の差があったのにちょっと正直、え、どうしてこんなに差があるのかっていうのが一番の印象でした。

結果的に後で新聞で拝見したんですけれど、この判決が出た後に控訴したようなのですが、その後のことはちょっと分かりませんが、未だに被告人はどういう気持ちで裁判に出たのかなというのが今でも不思議というか、とても印象に残ってます。

司会者

この事件は既に確定していると聞いております。3番さんもやはり量刑の判断の難しさをおっしゃってくださったんでしょうか。この事件については、実は犯

行の状況についても争いがある、その事実認定でご苦労されたんじゃないか
と思います。また後ほど詳しいお話をお聞きいたします。

では、続いて4番さんの参加された事件について概要をご説明いたします。罪
名は傷害致死でございます。被害者とお酒を飲んでいたところ、酒に酔った状態
で被害者の顔をげんこつで数回殴って、更にお腹に何らかの強い衝撃を与え、被
害者がけがを負って、結果的に亡くなったというものです。この件については懲
役8年、有罪判決がなされたということです。4番さんにこの事件の審理に加わ
った全般的な感想をお聞きいたします。

4番

ある程度の資料や被告人の方の証言をもとに数人の方が意見をして、自分が思
っていなかったことの意味も出てくる中でまた考えが変わったりする中で、ある
程度量刑が決まっている、範囲が決まっていると思ったんですけど、それが最終
的には裁判官の方の説明とかで納得できました。

司会者

意見がいろいろ出たというのは、審理が終わった後の評議でいろんな意見が出
たと、その中で自分の意見も少しずつ変わっていったんだと、そういったお話で
しょうか。その点についてはまた後ほどお聞きいたします。どうもありがとうござ
いしました。

では、最後に5番さんの参加された事件について概要をご説明いたします。罪
名は強制わいせつ致死、殺人、その他ということで、被害者の首を手で絞めて気
絶させた上でわいせつな行為をし、更に、被害者が意識を取り戻して声を上げた
というところで被害者の首を手で絞めて窒息死させた事件です。結論的には無期
懲役という有罪判決がなされたということです。5番さんの感想をお聞きいたし
ます。

5番

長い期間の審理の事件で大変だったなというのはあります。日程的にもそうで

すし、いろんな方が出てきますので、法廷でいろんな方の様子を見て本当に大変だったなという思いが強いです。

量刑の判断においても死刑か無期懲役かでかなり違うんですけども、その辺も、さっき毎回日誌みたいに自分で書いてたのを改めて見て、ああ、そうだったなということ思い出した次第なんですけれども、ただ、大きな事件だったので本当に裁判所の皆さんも裁判員のことに相当気を遣ってくださって、本当によくしていただいたなということで、裁判員の職務自体は本当におかげさまで務めさせていただいたんですけども、非常に内面的には、あと証拠の映像とか拝見するんですけども、ご家族も見たことがないようなそういうのを見ていいのかなっていう気持ちもあったり、いろんな意味で大変だったなというのがありますが、ですが、本当にいい経験をさせていただいたということは言えます。

司会者

先ほど映像と言ったのは、生前の被害者を映した動画が再生されたようですね。

5番

そうですね。それも非常に切なかったですし、黒でマスキングしてるんですけども、遺体の写真とか、わいせつの証拠ということで写真とか、本当に気を配って加工してくださったんですけども、なかなか普段見るものでないので、いろいろとショッキングなところがありました。

司会者

その点については、また後ほどお聞きしたいと思います。

では、全般的な感想を一通りお聞きしたところで順次裁判手続の流れに沿って皆さんのご意見、感想をお聞きしたいと思います。まず、裁判員裁判ということになると、見て聞いて分かる裁判、それをモットーとして審理を行うということで、皆さんが実際に参加された事件の審理が分かりやすいものであったのか、その他負担が重すぎないものであったのかということについて皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

まず冒頭陳述のところからお聞きしたいと思います。皆さん、それぞれご自身が参加された事件の冒頭陳述メモは先ほどご覧になって思い出していただいたかと思ひます。

冒頭陳述は、皆さんも実際に審理に参加されてお分かりのとおり、手続の一番最初になされる、検察官、弁護士それぞれの主張です。これが分かりやすいものであったのか、あるいはあまりにも情報量が多すぎて消化しきれないというほどのものだったのか、それとも適切なものだったのか、そこが我々法曹の関係者は気に掛けているところではす。この点について、皆さんの方から冒頭陳述についてこうだったというようなご意見がまずあればお聞きしたいと思います。

皆さんが参加された事件は、争いのある事件と、争いがない事件で量刑だけが問題になる事件と、大きく分けて二つあったかと思ひます。1番さんと5番さんが関与された事件は事実自体について争いがあるという事件です。その他の2番さん、3番さん、4番さんについては量刑が問題になるという事件で、それに応じて冒頭陳述のボリュームもずいぶん違ったのかなというふうに思ひます。

まず、量刑だけが問題になった事件については検察官からの冒頭陳述のメモは大体A4の紙が1枚ぐらいで、時間としても10分くらいだったと思ひますけども、2番さんから4番さん、その冒頭陳述あるいは弁護士の方の冒頭陳述もございますけど、感想をお聞かせいただけますでしょうか。3番さんからお聞きしてよろしいですか。

3番さんがご参加されたのは大体A4の紙で1枚の冒頭陳述メモに経緯がざつと書いてあるものだったと思ひますが、検察官の冒頭陳述はどのような感想でしたか。

3番

A4が1枚で分かりやすく書かれていて、逆にこんなので判決を決めていいのかなっていうのが正直な思ひでした。

司会者

実際には、その後証拠をご覧になってから決めるということだったと思いますが。

3番

はい。簡単に言うと分かりやすく書いてありました。

司会者

片や、弁護人の冒頭陳述が普通の文章形式のものだったようですが、これについてはどうのような感想をお持ちになりましたか。特に何か印象に残ってることがあればということ結構です。

3番

冒頭陳述に関してはちょっとそんなに、普通に文章も短かったですし、分かりやすかったです。

司会者

大体どんなことで争ってるのかというのは、分かりましたか。

3番

分かりました。

司会者

そうですか。ありがとうございます。

2番、4番さんについても大体同様でしょうか。それとも、ちょっと私は分かりにくかったというようなご意見があればお聞きしたいと思いますが。2番さんはいかがでしたか。

2番

分かりやすかったです。

司会者

そうですか。

1番さん、5番さんの否認事件では、結構大部なものがあったと思います。特に5番さんの方の事件を見ると、A3の紙で1枚、更にA4の紙で2枚というか

なりのボリュームの検察官の冒頭陳述メモがあつて、更に弁護人のメモもA3の紙で1枚ということで、なかなか普段はちょっと見ないぐらいのボリュームだったところですが、これについてどのような感じだったでしょうか。

5番

そうですね。初めてですから、渡されて、ああ、そういうものだなというふう
に思いました。また、その後評議をしていく中で何度も見返して、ああ、そうい
えばこういうこと言ってたなということで、後から見て思い出させるというか、
評議の時に役立つように書かれている部分があるのかなということで役立ちまし
たし、分かりやすいかどうかっていったら本当に分かりやすくまとめていただい
てありがたいものになってたなというふうには思います。

司会者

弁護人の方のメモもA3の紙で1枚ですけども結構分かりやすいというか、経
緯をざっと並べたものであるとか、ここに注目してほしいということがメモ的に
書いてあったりというようなものだったように思いますが、これはいかがでした
か。

5番

そうですね。検察の方の方が何か力入れて作ってるかなと。ところが、今改め
て気がつきましたが、弁護人の方のも本当にポイントをまとめてくださっている
ので、見ながら評議したなというのを思い出しましたので、問題なかったと思
います。

司会者

情報量としてちょっと多すぎて消化不良になったとか、そういったことはござ
いませんでしたか。

5番

やっぱり事件が大きかったので、冒頭陳述のメモにも書ききれないようないろ
んなことが出てきてたと思いますので、最低限の内容はあつたし、足りないとは

いえないですし、もちろんもうちょっとボリュームはどんどん増やせたのかなと思いますので、よくまとめていただいたのではないかなと思います。

司会者

1番さんにもちょっとお聞きしたいと思いますが、1番さんの事件も否認事件ということで検察官、弁護士、双方ともいろいろと冒頭陳述のところから細かい事情も含めて気を遣ったところだと思いますが、消化不良になったりとか、そういった観点で分かりやすいものになっておりましたでしょうか。

1番

消化不良というわけじゃないんですが、やっぱり最初にこれだけを聞くと、冒頭陳述だったか証拠写真のところだったか忘れたんですけども、これが後で鍵になりますと言った言葉の意味が分からなかったりとか。

それで、弁護士の方はこの文章を見ると非常に分かりやすく書いてあるんです。弁護士の方が被告人の方がやってないという証明をする必要がないと、当たり前なことなんですが、それで検察官の方は明らかに被告人の方がやってるっていうことを証明しなきゃだめなんですよっていうことを非常に強く言われたのが印象的で、それを決めるための証拠なんですけど、結局被害に遭った時は二人きりだということで、非常に証言の方が少ない、知り合いも少ない、そういう中で資料を作るのは非常に大変だったかと、だから分かりにくかったかなと。結局、どうして一緒に住むようになったとか、そこら辺は関係ないのかもしれないんですけども、心理面みたいところが非常に犯行に至るまでの、そういうところが非常に見えてこなかったということです。

そして、法廷に立った時に被告人の方が表情を全然変えなかったんですね。それが理解できないと。日数が経ってるのもそうなんですけども、自分がやってないという確証の顔でもないし、違うという顔でもないし、ただ自分は寝ていたので分かりませんという証言をされたので、ちょっと他のところとも関連するんですが、そういうところでそのためにあの場所で聞いたり論告したりするんでしょ

うけど、冒頭陳述メモのところを明らかにする必要はないっていえないのでこれでいいのかなと、そんな感想でした。

司会者

難しい判断が求められる事件だったと、そういうことですか。

1 番

そうですね。最初から判断する必要ないですからね。

司会者

1 番さんの方の話で結構証拠の内容についても話が入りつつあるので、証拠の方についてもお聞きいたします。まず、冒頭陳述が終わった後に証拠書類の取調べが行われたと思います。その証拠書類が分かりやすいものであったのか、見て聞いて分かる、つまり見て聞いただけで、あ、こうだったんだなというふうに心証を取ることができるようなものだったのか、そういったことがまず一つあるのと、あとは供述調書などでは、内容を聞いてると結構辛いというような声も時々聞くところであります。更に、先ほども5番さんから証拠の内容で刺激の強いものについてのお話もありましたので、その点についてお聞きしたいと思います。

先ほど2番さんと4番さんにはあまり詳しくお話を聞けなかったのですが、まず2番さんからお聞きしたいと思います。証拠書類は見て聞いて分かりやすいものだったのかという点についてはいかがですか。

2 番

書面にも資料ありましたし、あとパソコンで画面に大きく出たりもして、動画もありました。

司会者

防犯カメラか何かの万引きしたところか引きずったところか、どちらかあったんですね。

2 番

はい、駐車場の、そういう本当にイメージできる本当に明らかな証拠、時間も

ちゃんと出てるので、そういうのがあったので分かりやすく見やすくされてたのでよかったですと思います。

司会者

証拠の分かりやすさという点について、4番さん、いかがでしょうか

4番

写真や文書などで、これをもとにするしかないというか。なので、見たとおりで信じ込むというか、分かりやすかったは分かりやすかったです。

司会者

それは、内容はすっと入ってくるものだったということによろしいですか。

4番

はい。

司会者

はい、分かりました。検察官、弁護人が多分いろいろと工夫されたことだと。

その一方で、被害者や関係者が証人として出てくるのではなく、その証言を供述調書という形で読み上げるということもあろうかと思います。

3番さんの事件についてなんですけど、争いがない事件ではあったんですけど、供述調書が5通あったということで結構長かったかなというようなこともあるんですけど、もしその点について何か印象に残っていらっしゃることがあればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

3番

証拠についてなんですけど、すごく分かりやすく証拠を拝見させていただいたんですけど、写真で首の傷とか口の中の傷とか、その写真は見て分かる証拠なんですけど、一つ気になったのはファンデーションが同種の成分であったっていうだけしか私たち裁判員に情報の提供というか、それしかなくて、同種の成分、成分分析というか、服についてたものと被害者についてた成分が証拠としてあるとは思いますが、何の成分が入ってたって、そのグラフでもいいんですけど、そういう

成分分析表みたいなものも一緒に出してほしかったなど。ただ同じとだけって言われても証拠としてこれでいいのかなってというのが一つ思ったところです。

司会者

私もその事件に関与したので若干補足すると、被告人が被害者の首を背後から右腕で絞めたという起訴事実になっていて、被告人がその点を争ったことから、検察官は被告人が被害者の首を絞めたということを立証するために、被告人の着ていた服の右袖の肘の部分に被害者のファンデーションらしきものが付着しており、その付着したファンデーションと被害者が使っていたファンデーションが同じ成分だったという証拠がありましたが、その点についておっしゃってるわけですね。結論だけではなくて、ある程度具体的な分析なんかも見たかったなど、そういうことですか。

3番

はい。

司会者

その他は特に分かりにくいということはないというふうにお聞きしてよろしいですか。

3番

はい。

司会者

分かりました。どうもありがとうございます。

全員にお聞きしてると時間がなくなってしまうかもしれませんので、先ほど気になるお話をいただいた5番さん、結構いろいろと見るのが辛い写真などもあったということですが、その点について何か感想があればお聞きしたいと思います。

5番

評議の中だったり裁判官の方々とお話しする中で、相当裁判が始まる前に弁護人の方と検察官の方で証拠とか、そういったものもいろいろ整理して、裁判員に

分かりやすくということがあって、多分相当いろいろ力を尽くしてくださったので、証拠そのものは全然申し分ないんだろうと思うんですね。

ただ、例えばご遺体の写真で、遺棄されるんですけど、その写真があって、そのご遺体のところに黒で一応マスクングしてくださるんですけど、はっきりと形が分かるようなマスクングなんですよ。

司会者

現場での写真ですね。

5番

現場にあったご遺体が黒でマスクングされているんですけど、もうちょっとぼかして、ここがご遺体ですよというぐらいでいいのかなと思ったんですけど、はっきりと形が見えるようなところがありまして、女性の裁判員の方も何かショックを受けてた感じがありました。

それと、私は補充裁判員で、法廷では一番後ろに座るんです。そうすると、被害者の親御さんも来られてて、裁判員がどんな顔してるのかなって見られるんですよ。私たちがモニターで亡くなった方のいろんな写真とかを見てる時に、法廷の大きい画面ではそれは消されますので裁判員だけが見ることになりますが、そうすると被害者の方のご親族がこっちの方を見て目が合うんですね。そうすると、何か見てはいけないものを見てしまったとか、こういうのはご両親見てないんだなと思いますといろいろ複雑になったりして。

あとは画面でどんどん流れていっちゃうんですね。ですので、あとで評議をする時に、あ、そういえばあそこどうだったかなっていう時に分厚い資料をめくって、この写真ですよって行ってみんなに回すんですけども、その辺、証拠を見たい時に見れるというところがなかったりするんで、バランスが悪いっていうか、そんな印象がとともありました。

ただ、証拠がすごく多い事件でしたので致し方ないのかなと、これでも相当整理してくださったし、気に掛けてそういう加工して下さったんだなというのは

非常に感じました。

司会者

5番さんの感じからすると、もうちょっと少なくしてもらった方がよかったということでしょうか。先ほど流れていったってということで、一つ一つ写真が映し出された時間が短かったというご趣旨だと思うんですけど、もうちょっと絞ってゆっくり見れるような形にしてもらった方がよかったと、そういったご趣旨ですか。

5番

でも、ただ、大事な証拠の写真ばかりなので、多分削ることは無理なんじゃないかなと。むしろ、画面には出ないけれども口頭で説明されたようなのもあったりして、あれ、それってないのみたいな、写真ないのって裁判员同士で言っていたような記憶もあるので。

司会者

逆に本当はあるんじゃないかというのが証拠で提出されていないというような印象もあったと、こういうことですか。

5番

そうですね、はい。

司会者

先ほど、女性の裁判员の方がショックを受けていらっしゃったということでしたけども、体調を崩したりとか、そういったところまではなかったということですかね。

5番

はい、そうですね。そこまではなかったと思います。

司会者

他に書証の取調べの関係で何か意見があるということがあればお聞きしたいと思いますが、何かございますでしょうか。もし何かお気づきになったことがあ

れば後ほどお聞きしたいと思います。

次に、証人尋問あるいは被告人質問についてお聞きしたいと思います。2番さんが参加された事件は、保安員の方に被害の実情を直接お聞きしましたでしょうか。お聞きになった証人尋問の感想についてお聞きしてよろしいですか。

2番

多分、簡潔に話すように準備とかされてたと思うんですけど、被告人の方がしゃべる時に高齢だったせいもあって話が逸れたり、そういうのがあって、こういう法廷でもやっぱりそういうのが大変なんだなっていうか、話を進めて、そういう素朴に進めていくために準備しててもやっぱりそういったこともあるんだなっていう感想です。

司会者

直接、被害者の方からお話を聞くことによって被害の状況がパッと鮮明に分かったとか、そういうことはございますか。

2番

そうですね。すごくイメージが湧くような感じがありました。

司会者

証人尋問でいくと1番さんと5番さんの事件について結構ボリュームがあったようですが、医師が証人として出頭されてお話になったかと思います。

1番さんにお聞きしたいんですが、医師の説明も含めた証人尋問の分かりやすさについてご意見があればお聞きしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

1番

非常に難しい言葉とかいろいろあったんですが、分かりやすく説明していただいて、評議の中でもだいぶ取り入れていただいたのでよかったかなと。私らも質問と言われてパッと出なかったんですが、刺し傷で普通殺害したのであれば大体腹部をやるんだろうけど、上腕部というところで殺害もゼロじゃないので、方向性の説明とか、事件性か何かという説明で、傷口から非常によく説明していただ

いたといいますか、それから弁護人の方のお医者さんは事件性とかそういう意味じゃなくて、やっぱり可能性としてもあるというところで説明して下さったので、あってもよかったのかもしれないし、なくてもよかったのかなと。

実は何とか疑わしいので、私らは逆に被告人の方のお医者さんですので、別に被告人の味方とかそういうんじゃないんですが、何か後押しするようないような、ただ迷うような材料だったのかなと。分かりやすさは分かりやすかったんですかね。

司会者

5番さんも医師の証人が3人もいて、他に関係者の証人が多数いたと思いますけど、その辺についてのご意見、ご感想はございますか。

5番

お医者さんに限らずなんですけれども、いったん終わってから評議の時にもうちょっと聞きたかったなとか、この点はどうだったろうっていうところが結構出てきて、さっきの証拠ではないですけれども、証人尋問なんかも被告人質問もどんどん過ぎてしまいますよね。終わってしまうので、後戻りできないというところが、ああいうの聞けばよかったなとか、そういう気持ちのあったことはありました。

今、メモを見てたら、最初のお医者さんも殺意があったのではないかと感じるみたいなお話をされたようで、はっきりとあるとは言えないし、ですので今から思うと割と難しいんでしょうけれども、はっきりしてないんだったんだななんて思ったりもします。

だから、証言して下さったのもちゃんと覚えてますし、その時に聞けることは聞いたんですが、もう少し説得力のあるという方だったらよかったのかなって今思い出すと思ったりもします。

司会者

3番さんと4番さんは証人はなかったということですが、被告人質問は行われ

たということで、被告人質問についても大体同じような話かもしれませんが、被告人質問を聞いた際の感想等をお聞きしたいと思うんですが、4番さんいかがでしたか。

4番

分かりやすかったです。

司会者

そうですか。まず弁護人から質問が始まったと思いますけども、弁護人の質問も、それに対して被告人が話すこともずっと入ってくる、そういったものだったということでよろしいですか。

4番

資料で用意してくださったものに目を通しながらで、分かりやすかったです。

司会者

3番さんの感想はいかがですか。被告人から話を聞く際の内容などはいかがでしたか。

3番

被告人が弁護人に対して話していたことと法廷で話していたことが食い違っている場面がありまして、弁護人の方も多分驚いたり迷ったりしたと思います。すごくそれが印象に残ってました。

弁護人の言ってることはよく分かりましたが、被告人は何を言ってるか全く意味不明な点もあり、本当に反省してるのかっていう思いだけでした。

司会者

弁護人の質問の仕方の良し悪しではなくて、被告人自身がよく分からない話だったので、そういった印象ということですか。

3番

はい。だから、弁護人さんは多分大変な事件だったんじゃないかなと思いました。

司会者

分かりました。どうもありがとうございます。

次に、論告、弁論ということで、証拠調べが終わった後に検察官、弁護人、双方からまとめの意見をお聞きになったと思います。それが分かりやすいものであったのか、それで、ああ、こうだというふうに自分の考えをまとめられるものだったのか、そこについてお聞きしたいと思います。

この点について、先ほど1番さんからなかなか分かりにくいというような話があったところですが、論告、弁論を聞いてもこちら辺は自分の考えをまとめることが難しかったと、そんな感じでしたでしょうか。1番さん、いかがですか。

1番

今、読み直して、評議を進めていく中でいろいろな意見の交換があるんですが、それを踏まえて裁判長さんの方から言っていたので、その前の論告、弁論ですよね。その前の論告、弁論ではまだ自分がどういうふうにするかは決めてないので、各々の言ってる意味は分かるんですけども、証拠でいえば、被害者の方も亡くなってますので被害者の声が聞けないので、被告人の言うことを信じなければならぬと。

嘘でないかもしれないんですけども、そこら辺のところの証拠に関するものが弱いというわけじゃないんですけども、あれ以上どうしようもないですよ。例えば柿なんですけども、柿を被害者の方は食べたとき、胃の中の状態を調べられましたので分かったんですけども、映像で見た時の柿の量と胃の中に残っている柿の量を比べると、1個食べたにしては少ないんですけども、じゃあ誰が食べたのってなると被告人だと思ってしまうんですけども、被告人の胃の中のことは調べられませんし、そういうこともできないので、そこら辺がちょっとそこまで説明っていうか、する必要がないのでそんなことは出す必要もないというところになるんでしょうけども、そういうところが難しかったです。

司会者

論告よりもなかなか証拠関係で分からないところが結果的にあったと、そういった感じですか。

1 番

そうですね。

司会者

論告の関係でいくと、やはりボリュームが結構あったというのは、5番さんの事件はどうしても難しかったということだと思います。検察官の論告メモだけでもA3で3枚というかなりのボリュームで、今そのメモを拝見すると文字もびっしり書いてあるというような感じですが、この点について消化不良になってしまわなかったかとか、そういったことも含めての分かりやすさについて何かご感想、ご意見があればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

5 番

法廷で双方が主張されたことをまとめた形ですし、その後の評議でもそれらをポイントとして話すことができたので、やはり事件が大きいので量が多かったというのは致し方ないと思うのですが、双方の論告、弁論ともに本当に最後のまとめとしては非常に良かったというか、まとめられていたなという印象があります。

加えて、最初の冒頭陳述でも検察側の量刑については全く触れてなくて、一人亡くなってるんですけども、いろんな個々のとか巷の噂を加味すると死刑にはならないんだらうなっていうのがあったんですが、ただ、論告メモで求刑は死刑というふうに検察の方ではっきりと主張していただいて、やっぱり被害者の方とかいろんなことを裁判員が思うと、死刑というところに向かいたいというんでしょうか、そういう思いはあったので、はっきりと一つの死刑で、というふうに示されたことに対して、私としては安心したといえましょうか、これでもし検察側の方で懲役何年とかだったら本当に被害者の家族にお詫びする立場ではないんですが、どうしたらいいんだらうって思ったんですが、やはり死刑とはっきりと言っていたので、そこに向かって議論を進められたというのがありましたん

で、あと弁論の方も本当に字が多いというのはあるんですが、とてもよくまとめられていたのでありがたいと思った次第です。

司会者

弁論もA3に3枚、シンプルだけでもやはり事件の大きさに比例して枚数は3枚になったと、そういったことだったと思いますが、今のお話もありましたけど、弁論はこれはシンプルに見えます。これは分かりやすいものだったということでよろしいでしょうか。

5番

そうですね。割と検察の方の論告メモの方がだいぶ目立つところを太くとかいろいろ強調されているかなと今改めて見ますと思いましたが、弁論の方は割と淡々と文字があるので、もう少し強調したりしていただくと分かりやすかったのかなと思うんですが、当時はそんなことは思わなかったもので十分でした。

司会者

私の方で感想をお聞きしてみたいと思うのが3番さんについてなんですが、論告は比較的シンプルなものだったと思うので、それはそれで多分分かりやすいというものだったんだろうと思うんですけども、弁護人の弁論がA4で7枚の文章で書いてあって、更にその弁論に加えて補充書というのが別にあと2枚あって、それも全部文章形式で書いてあるというようなものでしたよね。

先ほど見やすさというようなことを5番さんがおっしゃったところですけども、こういったものについての感想というのは3番さん、いかがでしたか。

3番

今回新たに読み直したんですが、やっぱり文章は長いんですが、分かりやすい言葉が使われてて、初めてこれを全然関係ない人が読んでも理解できる人が多いなっていうような文章の書き方だっという印象です。

司会者

そうすると、文章形式であっても内容を分かりやすく書いてもらえればそれで

も十分伝わるんだと、こういうことですか。

3番

そうです。

司会者

どうもありがとうございます。

ここままで、審理の部分についてのご意見をお聞きしてきましたが、検察官、弁護人の方から何か裁判員の皆さんに聞いてみたいことはありますでしょうか。

澤内検事

いえ、特にございません。

石山弁護士

量刑が問題になった事件の関係で、先ほど3番さんの方から、被告人が本当に反省してるのかなというふうを感じることもあったというようなお話があったと思うんですけども、被告人のどのような言動、そういったものから反省について疑問が生じるのかというのを、もし差し支えなければ教えていただければと思います。

というのも、弁護側は多分みんな被告人は反省してますということを量刑の事件では言ってると思うんですね。ただ、それがどうも被告人の言動で疑問を持たれてしまうということであれば、一体どこが問題に感じられるのかというのを是非お聞きしたいと思ひましてご質問させていただきました。

司会者

3番さん、いかがですか。

3番

簡単に言いますと、裁判を受ける前の供述というか本人の意見の調書というか、それと実際に裁判の法廷で言ってる内容が違う点、あと違和感というか、本当に反省してるのかなっていう言葉も、具体的には忘れたんですけども、本当に反省してるのかっていうのが、その印象がすごく強くあります。他の方も多分思っ

たと思います。

司会者

要するに、被告人の供述内容自体が前の供述とちょっと食い違ってるのかということではなかなか信用できないぞと思ったと、そういうご趣旨ですか。

この事件では一部犯行態様について否認があるかというようなこともあって、その辺をおっしゃってるんですか。

3番

はい。

石山弁護士

分かりました。ありがとうございます。

司会者

よろしいでしょうか。

では、審理が終わった後の評議についても若干ご意見をお聞きしたいと思えます。とはいいいましても、評議については評議の秘密ということがあるということは皆さんお聞きになったと思います。この評議の中で誰がどんなことを言ったということについては言わないということなので、評議の中身についてしゃべってしまうとこれに関わる可能性があるかもしれません。皆さんが担当された事件の中にはまだ決着がついてない事件もございますので、具体的な評議の中身をお話いただくのは難しいのかなと思っております。

では何を聞くのかというと、裁判所の評議の運営の仕方というか、この点についてはもうちょっと改善してもらいたいなというようなことがあればお聞きしたいと思えます。裁判官の説明が適切だったのかとか、評議の進め方が分かりやすかったのかとか、あるいは十分に意見を交換することができたのかとか、そこが裁判所にとっては気になるところであります。

ここまでのお話の中で、4番さんから意見がいろいろと評議の中で出て、それで自分の考えをまたそこで大丈夫かっていうことで考えた、そういったご趣旨

のお話もあったと思いますが、それはいろいろと意見が出たといういい評価というふうにお聞きしてもいいのかなと思いましたが、その点について、意見が十分言えたのかとか、裁判所が話をうまく進めていたのかという、その点に関してのご意見なりご感想があればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

4番

一般の私たちゼロからの方が8名いるわけじゃないですか。それに裁判官の方3名が各々違うような言い方で説明してくださったりして、説明はとても分かりやすかったです。

先ほど言ったんですけど、8人ゼロからの方がいるので、違う意見も出てきたり、そういう考えがあるのかということも踏まえて、でも、また新たな人の意見も聞いて、またちょっと自分の意見が覆ったりしたので、それでも話を進めていって何とか最後に量刑に当てはめることで分かりやすかったです。話し合いも十分にできたと思います。

司会者

どうもありがとうございます。

他の方もお聞きしたいと思います。2番さん、特に評議の進め方について何かご意見、ご感想があればお聞きしたいと思います。

2番

すごく上手に進めてくださって、説明もありましたし、あと休憩もまめに皆さん疲れてないですかって体調を配慮したりしてくださったりもしたので、とてもよかったです。

司会者

もうちょっとこうしてもらいたかったなという話もあるんじゃないかと思いますが、3番さんいかがでしょうか。

3番

初めての人ばかりなのですが、分かりやすく気遣っていろいろ進めてくださっているのはよく分かりました。意見もいろいろ出たのですが、結局のところ判例を参考に決めるのをしていきまして、公平性が保たれてるんだなというのは思いました。

裁判員をやる前は同じような事件を起こしてるのに何で罪の重さが違うのかなという一般の素人で思ってたんですが、同じような事件でも本人の情状って、そうやって考慮して刑が決められていくんだなと、すごくためになりました。

司会者

今、判例とおっしゃったのは量刑検索システムで出てくる量刑についてのデータについておっしゃってるわけですね。

3番

はい。

司会者

やはり、ある意味で尺度というか参考になるものがないと、なかなか量刑判断は難しいということですか。

3番

そうです。

司会者

3番さんが関わっていただいた事件では、評議の日が実質1日しかなかったんですけど、被告人が言ってることが信用できるかどうかというような、その部分の話と量刑の話とを一遍に行っていたのでかなりタイトになった記憶があって、かなり無理な進行をしてしまったかなというような点もあり、その点について何か不満があればお聞きしておこうと思ったのですが、その点はいかがですか。かなりしんどかったとは思いますが。

3番

できればもう1日あった方がいいなって個人的には思いましたけど、きちんと

裁判官の方が進めてくれてたので、分かりやすくできました。

司会者

5番さんが参加された事件は評議もすごく長かったですね。いかがでしたか。

5番

6日間でした。環境的には本当にスタッフの方も気を遣ってくださって、こちらの新聞見たいとかいろんな要求を言って新聞を取ってくださったりして、本当に快適に過ごせたかなというふうに思うんですけども、裁判官の3人の方々も本当に結論はゼロだと、みんなで話し合っただけというところで、実はもう大体決まってるんじゃないのみたいな感じで、裁判員が何言ってもあんまり変わらないんじゃないのかみたいなことがあったんですけども、本当にゼロから積み上げていってるのを間近に見て、本当に裁判員が参加する裁判っていうのが意味があるのかなと思いました。

新潟の方は割と奥ゆかしいんであんまりしゃべらないんですよ。ですので、裁判官の方がみんなに振ったりして、そういう中で徐々に話していくような感じになりました。最初からもっといろいろと話せるといいかなということは感じましたが、最終的には皆さんいろいろ言うようになって、また納得されたかなと。ここまで6日ぐらいかかっていますので、地域性もあるのかなと思ったりしました。

司会者

苦労は多かったけど、それなりにやった後の達成感というか、良かったということはあったという感想をいただいたということで、どうもありがとうございます。

あと、感想をお聞きしてみたいなと思ったのが1番さんなのですが、結構審理スケジュールが変則的ですよね。まず、当時のタイムスケジュールを見ると、今年の3月に審理を行ったんですが、月曜から始まって月、火、水とやって時間が空いて、その後に評議などが行われたという形だったと思うのですが、評議の際にそういった時間が空いたり、あるいはスケジュールが変則的だったということ

で困ったということがなかったかという、更に言えば、評議の期間も結構長くて、あるいは時間が空いたりしてるような、変則的で結構ご負担を掛けたのではないかなと思います。その点についての何かご意見なりご感想があればお聞きしたいのですが、いかがですか。

1 番

実際は疲れたのは疲れたんですが、空くことによってちゃんといったん整理ができるというのがありますし、必ず空いた時に前の状態の話を非常に分かりやすく裁判長さんがまとめたり、皆さん裁判官の方が私らが帰った後にいろいろきつと話をすると思うんですが、話し合う点とか思い出させるやり方とか、途中の休憩なんかもそうなんですが、ましてコロナでしたので場所も変わったんですが、あまり緊張せずいろいろな意見が出やすいような雰囲気を作っていて、私はすごくありがたかったなど。

他の方も多分そう思ってると思うんですが、休憩中も結構皆さんざっくばらんに話していましたし、非常にいい経験をさせていただいたなと思いました。

司会者

法曹三者の方から、皆さんにお聞きになりたいことはありますか。

植木判事補

選任手続という最初に裁判員を選ばれた日があったと思うんですけども、その選任手続の日から実際の裁判が始まるまでの期間、事件によってちょっと期間があったと思うんですけども、その期間で裁判所に対するご要望だったり、何かご意見あればお聞かせいただければと思います。

司会者

2 番さん、何かございますか。選任手続で来た日から実際裁判が始まるまでの期間の空け方がよかったかというようなことだと思うのですが。

2 番

私は特に問題なかったです。

司会者

もうちょっと時間をもらえたら、いろいろ調整できたのにとか、逆にちょっと空きすぎちゃって間が伸びたとか、そういったようなこともあろうかと思うんですが、その点は2番さんはいかがですか。

2番

職場の上司に相談したりとか、そういう期間も結構前から分かっていました。

司会者

前の週に選任して、翌週に審理した、そんな感じでしたかね。

2番

そうです。もし決まったら職場には電話しますと言っていて、職場は配慮してくれました。

司会者

どうもありがとうございます。

検察官、弁護人の方から何かございますか。

澤内検事

いえ、特にございません。

石山弁護士

はい、結構です。

司会者

では、とりあえず皆様のご意見を一通りお聞きできたということで、この後、報道関係の方からの質問に移ります。

記者（新潟日報）

代表質問として三点ございます。一点目ですが、裁判員裁判制度を、10年以上経ちましたけど、やってみてとか実際今回経験されたりして見て、裁判員裁判制度に対する良かった点だったりとか、逆に改善が必要な点とか、そういったも

の、お感じになられてることをお聞かせ願えればと思います。

1 番

選び方は本当に誰が当たるか分からない、くじみたいなものなんで、私はやり方そのものについてはちょっと分からないんですが、やってみてはよかったと思います。判決の時にもいろんな意見が出たことを、きちんと分かりやすく書いていただきましたし、国民の一人といえば大げさなんですけど、選ばれた人が意見を言うことができるのはいい機会かなと、皆さんに知ってもらい、考えてもらう意味ではいいと思います。

2 番

本当に抽選で選ばれるっていうので、いつ、誰が裁判員に選ばれるか分からないということで、その点に関しては平等だと思いますし、もし選ばれたとしてもちゃんと裁判所の方々が準備して、ゼロの状態からでもちゃんと入りやすくなるような配慮もしてるので、いい経験をさせていただいたと思ってるので、よかったと思ってます。

3 番

裁判員制度についてですが、選ばれる前までは全く他人事だったんですが、選ばれて実際やってみたら自分のためというか、やってよかったなという気持ちになりました。職員の方も裁判官の方もすごく裁判員のみんなに対して配慮してるのがよく伝わってきました。

私の扱った事件は分かりやすかったと思うんですが、他の大変な殺人とか、あと日数のかかる事件に当たった方々への配慮をもっと何か工夫された方がいいのかなと。日数的なものも長いと思うし、精神的な負担もあると思うので、そこが気になりました。

4 番

やりたい人がやるんじゃないかって、選ばれないとできないっていう点で、選ばれてやってみてよかったと思いますし、裁判の流れというか仕組みみたいなものを

参加させてもらって初めて知れたことがよかったのと、量刑の決まりみたいなものがあることも知れたのが、参加してみてよかったことだと思います。

司会者

改善してほしい点はないかというような質問もあったかと思いますが、その点についてももし何かあればおっしゃっていただいて結構かと思います。

5番

私は自営業で仕事が夕方以降なので日中の評議，公判には全部参加できませんでしたし，それでも調整したところはありませんでしたが，裁判員の方の中に2週間ぐらいお休みが必要なので，戻ったら俺の席あるかな，みたいなことを会社員の方が言っていたことがありました。もちろん大丈夫だと思うんですが，義務でもありますし，制度ですから会社も休ませないといけないんですが，実際になかなか新潟のような地方の会社で1週間も休むのは，日は飛び飛びなんですけど，でも週によっては4回ぐらいの時もあって，ほぼ1週間休みみたいになって，大丈夫かなと私なりに心配したところがあって，そういう点では市民が参加するってということなので宿命だと思うんですが，確かに参加するっていうのがなかなか大変な方も多いのかなということはずごく感じました。

ただ，実際に参加してとても心的には大変ではあったんですけども，これを人にやったらいいねって伝えないといけないなっていう何か思いがどんどん湧いてきて，個人的なんですけども，娘が今法律学んでて，娘のところの先生に，裁判員になったんだけど，もしよければお話ししますよって言って打診したら，是非ということで30名ぐらいの学生の前で裁判員の経験をお話しさせていただいたことがありまして，なかなか裁判員やった方のその後っていうのがないので，むしろ匿名でもいいので何かしら情報発信できてもいいのかなとも思ったりして，自分は実際そこまで行動させていただきました。

記者（新潟日報）

二点目ですが，今回参加をしてみてのご感想を皆さんから一言いただければと

思います。

1 番

先ほどのよかったということで，一言です。

記者（新潟日報）

どういった点がよかったかというのはありますでしょうか。

1 番

具体的にですかね。先ほどと同じようなことになってしまうのですが，自分が今知らないようなこと，制度そのものというよりも裁判のやり方も分かりましたし，やる前はテレビでちょっと見るだけですけど，実際自分がやってみると，こういうふうにして裁判って進められるんだとか，ドラマだとこんなところあるけど，実際だとこんなところ難しいよねとか，そういうものは分かってよかったと思います。

2 番

結果よかったとは思うんですけど，やっぱり裁判所の中に入るっていう抵抗感が最初ありました。あと実際に流れが分かったりして，社会の中に少しは参加できる，今まで経験したことがなかった経験ができたのでよかったと思います。

3 番

参加した感想は先ほども言ったんですが，それ以外で言いますと，私の身の回りで選ばれたのは私しかなくて，会社の人たちも選ばれたことを素直にみんな喜んでくれて，いろいろ会社の方々も気を遣ってくださいました。休む関係とか，仕事のスケジュールの都合もいろいろ配慮してくれました。周りの人が，私が選ばれたことで少し関心を持ってくれたのが非常に嬉しく思いました。

評議については言えないことになってたのももちろん言いませんでしたが，聞いてくる人もなくて，裁判員については聞いてくるんですけど，被害者の方があつてのことなので，聞いてくる方々も気を遣ってというか，当たり障りのない範囲でいろいろ聞いてきてくれたことが非常に嬉しく思いました。裁判員に対し

てもちょっと関心を持って人が多いなという印象も持ちました。

4番

いろんなことを知れたことと体験できたことと体感できたことが参加してみてもよかったですと思いました。

5番

先ほどお話ししたように、是非多くの人に知ってもらって参加してもらいたいなというふうに思ったんですね。それはやっぱり社会の中にこういうシステムがあるということで、そこはやはり参加してみないと分からないので、是非普段でできないわけですが経験したらいいということなんですが、もう一つ同じぐらい感じたのは、たった一人が犯した犯罪で本当にどれだけの人がそこに関わって、皆さんが連携をとりながら準備して、また、被告人の親が来て泣きながら謝罪するとか、あるいは、あとは亡くなった被害者の方の親御さんが被告人を睨みつけるような、そういうところにはいないといけないっていうのは、たったその一人が行った犯罪の故なんですよ。

ですから、一人の自己中心的な犯罪というか行動が本当にどれだけ多くの人に迷惑や影響を与えるかっていうことを考えたら、犯罪を抑止する意味でも是非裁判員やったらいいんじゃないかと、そんなふうに思ったりしたこともありました。

記者（新潟日報）

三点目ですが、裁判員をやってみてご負担に感じられるようなことがあった方にお聞きしたいんですが、どのようなことがご負担に感じていたか、どなたかご紹介しますでしょうか。

4番

以前、田舎の方に住んでいて、新潟市の方に来る機会があんまりなかったので、裁判所はもちろんのこと、裁判所の近辺とかも全く知らなくて、来る手段をまず調べるのがちょっと大変だったなって思いました。

司会者

他に何かご質問はございますか。

記者（共同通信）

評議の進め方について、3番さんと5番さんのお話の中に出てたと思うのですが、進め方の際に量刑のデータとかを示されて、そういうのがないとなかなか判断が難しいという部分はあるかと思うのですが、逆に市民の感覚を反映させるという面で、量刑判断の部分で過去の判例などを示されてしまうと、逆に自分のご意見が本来のものと影響されて変わってしまうといったことはありましたでしょうか。

3番

それは私はありませんでした。弁護側と検察側の主張で、弁護側が確か3年、検察側が7年の求刑だったと思うんですが、まず念頭に、頭の中にそれはあったんで、あと過去の犯罪、犯した罪の、その判決の内容とか、そういうのも考慮して考えていたので、量刑グラフでしたか、そこから大きく自分の考えとそのグラフから外れるということはありませんでした。

記者（共同通信）

5番さんの事件の場合ですと死刑求刑でありましたし、過去の判例の話もある上で、かつ死刑求刑だと基準と言われるようなものもある程度あると思うのですが、その部分で何か影響を受けたということはあるですか。

5番

裁判員制度がやはり市民の考えとか感情とかを取り入れるということだと思えますので、本当にゼロ、全く何もないところから選任されて参加していくことになりますので、ただ、どうしても人間ですし慣れてないので、本当に目の前で泣かれたり、いろんなことをされると心があっち行ったりこっち行ったりするんですよね。

さっき本当に一人の自己中心的な犯罪がとんでもないことになるとお話をしたんですが、ただ、その犯行を犯してしまった人にも人権があるし、ですから一方

的に感情的になって判断するっていうのも、それもまた違うのかなというふうに、そこまで裁判員には求めてないのかなというふうに思いましたので、ある程度の量刑というか判断基準が示されて、それに沿ってどうかと。他の例では全然それと違うような量刑を言い渡したりすることもあるので、あくまでも参考としてそういうものを示される方がいいのかなとは思いますが、逆に多少そこに縛られるかなっていう面はあったかなとは思いますが、でも、必要かなとも思っています。

司会者

他にご質問はございますか。

記者（朝日新聞）

現時点で判決が確定されていない事件の裁判員の方にお伺いしたいんですけども、1番さんと5番さんの事件かなと思うのですが、自分が担当した事件に照らし合わせなくてもいいのですが、控訴審で裁判員裁判の判決が覆るということは全国的にもままあることですが、こういった事例が実際にあることについてどのようにお感じになるかをお伺いしたいのですが、1番さんどうでしょうか。

1番

終わった後にも答えた気がするんですが、これは個人的なんですけど、いわゆる心情っていうんですかね、うまく言えませんが、証拠はもちろん大事でいろいろな証拠が出てくるんですが、証拠を出しようがない事件でしたので、そこら辺がちょっとした心情というか、その時の被告人の気持ちでしょうか、生育歴とか、オーバーに言えば、周辺部の情報があるとまた違ってるのかなと感じながら、検察官の方もどこをどういうふうにこの次理由に挙げていかれるのかなっていうのが私もちょっと分かりませんでした。

それから、この判決のところに、判決は無罪だったんですが、いろいろ理由が書いてあって、そここのところが評議の中で話し合われたところで、やっぱり疑問が残る点だけど、これ以上詰めてももうどうしようもないっていうところで非常

に迷って判決を出したんでしたので、また別な人が入るとか別なところでいくと違う意見も出て、もうちょっとすっきりじゃないですけど、被告人が反省するか反省しないとかじゃないんですが、被害者の方がやっぱり気の毒というのがどうしても人間的に出てきますので、そこら辺のところやっぱりすっきりしないっていうところでした。

それを入れてしまうと判決は出せない、出せないって変ですけど、やっぱりならないと思うので、そこが自分の中で、テレビなんか見ると心理判定とかいろいろありますよね、嘘言ってるかどうかの嘘発見器とか、例えばそんなことできないでしょうけど、そんなものが証拠としてできればいいんでしょうけど、人権の問題もありますからそこもできませんし、それがだから難しい問題で、それは私らがいろいろとあれこれ言う問題ではないような気がします。何かまとまってませんが、以上です。

5 番

確かに裁判員裁判が高裁とかに行ってひっくり返されるっていうのは本当にたくさん聞きましたので、そのことについては本当に自分も何度もよく考えてました。

私たちは1か月余りにわたって評議、裁判に参加してきたので、一体あれは何だったんだろうというふうに思うだろうなと思っていまして、実際に1時間後ぐらいに双方が控訴したということだったんで、やっぱりかと、また結論変わるなっていうふうに思ったんですが、ただ、私たちはあくまでも裁判員として第一審ですよ。一審の判断をしなさいと言われたので、その後のことについては自分たちが何でこんなにやったのとか、あんなに苦労したのと言っても仕方がないので、本当に精一杯自分のやるべき職務を果たす、それでいいのではないかなというふうに思っております。

司会者

では、そろそろ時間になりますので、最後に裁判所、検察庁、弁護士会から参

加いただいた方に感想あるいはまとめのお言葉をいただければと思います。

植木判事補

本日は長い間どうもありがとうございました。お聞かせいただいた意見の中で裁判所の関心はやはり評議の進め方とかあって、特に5番さんの今回は慣れるまでといたしますか、ちょっと時間かかったなというようなお話もあって、事件によっては本当に評議が1日とか2日で終わってしまう事件も多いので、その中でどうやって皆さんとより良い意見ができるような環境づくりをできるのかといったところをもう一度私の方も、裁判所の方でも考えて、やはり評議の中で活発な意見が出れば出るほどより良い判決に近づいていくのではないかというふうに個人的には思っているので、何か評議の中で意見が出やすいような雰囲気づくりを今後もいろいろと考えながらやっていかなければならないなということを強く感じました。本日はどうもありがとうございました。

澤内検事

本日は貴重なご意見を聞かせていただいてありがとうございました。検察官としては立証責任を負っていて、皆様に理解していただくためにいろいろ工夫をこらしているところではありますが、今日いただいたご意見も踏まえて、より良い立証活動をできるようにまた精進していかないといけないなと思いました。本日はありがとうございました。

石山弁護士

本日はどうもありがとうございました。裁判員の皆さんがどのような思いで公判に望んで評議なさっているかということをおっしゃっていただきましたので、今日いただいたご意見を踏まえまして今後の業務の参考にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

小林所長

意見交換会に出させていただくのは、私は今回が初めてでございまして、率直にそれぞれの方がお感じになったことを伺って非常に感銘を受けました。本当に

皆様方、真剣に事件に取り組んでいただいたということもよく分かりました。

そして、周りの方々に自分の経験をお話しされている方もいらっしゃって、これは本当にありがたい事だなというふうに思いました。貴重な経験と受け取っていただいて、本当に裁判所としてもありがたいと思っております。もし周りの方々にご自身の経験をお伝えになるような機会がありましたら、率直なところをお伝えしていただくと非常にありがたいと思っております。今日は本当にありがとうございました。

司会者

司会の不慣れで、皆さんからもう少しお話をお聞きできたらなと思いましたが、時間も過ぎてしまったということでございます。本当に皆さんにはご参加いただきましてありがたく思っております。今後も裁判員裁判、何らかの形でご支援いただければ嬉しく思いますのでよろしくお願いいたします。本当に本日はどうもありがとうございました。

以 上